

物価スライドとマクロ経済スライド

経済調査部 藤下 直人

物価スライド特例水準対応

10月1日より年金額が1%削減されました。そして平成27年度までに計2.5%削減されます。元来年金額は、物価変動が加味されます（これを物価スライドといいます）が、2000年度以降3年間物価は下落したものの年金額は据置くといい特例措置を実施しました。その際、本来の年金額に乖離が生じ、その後乖離幅は現在2.5%（資料1）となり、今回本来の水準に戻すべく対応が行われます。年金削減に加え、平成26年度から消費税が3%引き上げになることから年金受給者の消費には影響が出そうです。

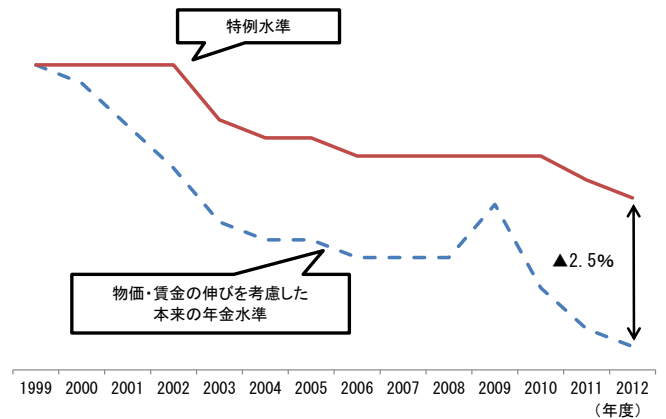
マクロ経済スライドの適用

2004年の年金改正ではマクロ経済スライドが導入されました。これは、年金加入者の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させる仕組みで、年金額を社会全体の保険料負担能力にあわせて一定の削減を行うものです。

現在、2025年までの年金加入者の減少率、平均余命の伸び率を踏まえ、毎年年平均0.9%（スライド調整率）の減額を行うこととし、物価上昇率からこのスライド調整率を控除した額が、年金改定率となります（資料2）。ただし、デフレの状況では、この調整率は適用されないため、これまで実際に適用されたことはありません。

将来アベノミクスにより、物価・賃金が上昇すればスライド調整率が適用され、年金受給者の生活に影響が出ます。ただ、デフレが続けばスライド調整率が適用されず、財政悪化に繋がるとともに、世代間格差が広がります。このように、負担と給付のバランスは極めて難しいですが、経済成長を促しつつも、日本の財政状況を踏まえ、税と社会保障の一体改革を更に推し進めていく必要があります。

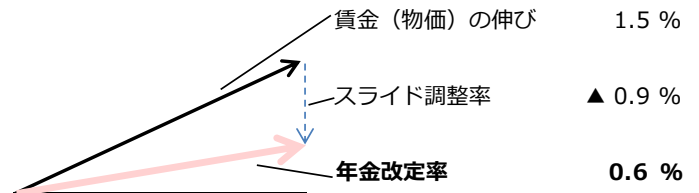
資料1 年金水準の推移（概念図）



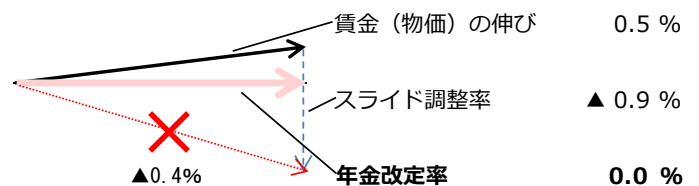
(出所) 厚生労働省

資料2 物価（賃金）とスライド調整率の関係（例）

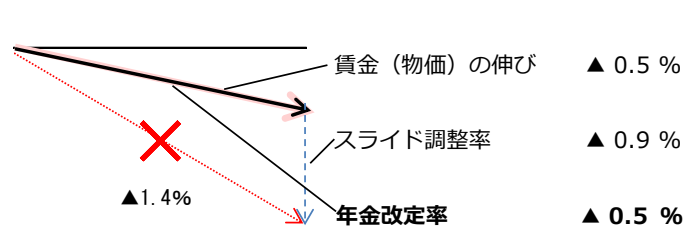
パターン（1） ある程度、賃金・物価が上昇した場合



パターン（2） 賃金・物価上昇が小さい場合



パターン（3） 賃金・物価が下落した場合



(出所) 厚生労働省